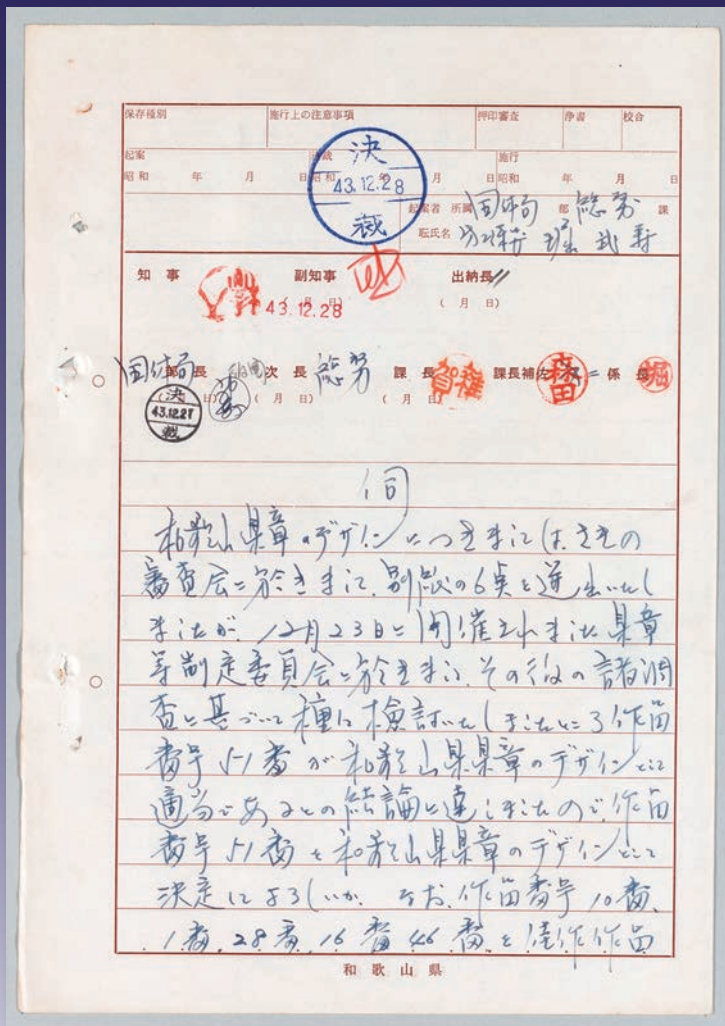


和歌山県立

もん じょ かん

文書館だより

第68号 令和7年9月



右上：和歌山県章

右下：大橋正雄知事（在職 昭和42、1967年～昭和50、1975年）

左：「和歌山県章募集一件」（D-2023-0000-984）のうち、〔伺（和歌山県章デザイン決定について）〕大橋知事の印鑑が上下反転しています

目次

パネル展示・ケース展示

「公文書、歴史資料となる—『和歌山県章募集一件』・『トルコ慰霊祭関係』の紹介—」	1
令和6年度新収古文書の紹介	5
120年ぶりの再発見!! 紀州藩付家老安藤家家臣の小出家に伝わった古文書	6
令和6年度公文書の引継ぎ・収集	8

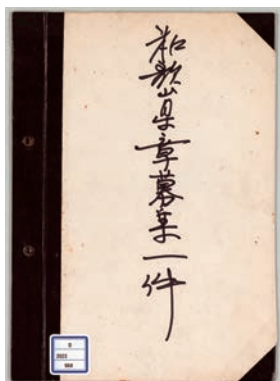


写真1 「和歌山県章募集一件」
D-2023-0000-984

パネル展示

令和七年五月九日～十一月三十日
ケース展示

・「和歌山県章募集一件」

令和七年五月九日～七月二十四日

・「トルコ慰霊祭関係」

令和七年九月十二日～十一月三十日

パネル展示・ケース展示

「公文書、歴史資料となる」

『和歌山県章募集一件』・『トルコ慰霊祭関係』の紹介」

○公文書の収集・保存・整理・利用

当館は、「歴史資料として重要な文書その他の資料の収集及び保存を行う」施設として、県の各機関から歴史的価値がある公文書を収集し、保存・整理のうえ、利用に供しています。

パネル展示では、当館がこれまでに収集してきた公文書のなかから、「和歌山県章募集一件」と「トルコ慰霊祭関係」の二冊を紹介しします。また、それぞれケース展示を開催します。

和歌山県章募集一件

この「和歌山県章募集一件」は、昭和四十六年（一九七一）に本県で開催された黒潮国体に関する公文書の一部として収集しました（写真1）。

今ではすっかり見慣れた県章ですが（写真2）、いろいろなプロセスを経て決定されました。制定にいたるまでの経緯を「和歌山県章募集一件」から見てください。

○県章制定の経緯

県章は、和歌山県での国民体育大会開催に向けて制定が必要とされ、「和歌山国体を機会に百万県民の愛郷心をたかめ、国体にたいする積極的な協力と理解を求める」という趣旨のもと、県在住者及び出身者から募集が行われました。

県章の募集は、昭和四十三年（一九六八）六月一日から開始され、同年七月三十一日に締め切られました。八月二十九日に開催された第一次審査では、審査員五名による審査がおこなわれ、その結果、有効応募点数八〇五点のなかから五二点が合格しています。

九月十八日には第二次審査が実施され、今度は一八名の審査員による投票の

結果、入選作一点と佳作五点の計六点が選出されました。また、六

点の作品には、得票点数をもとに一位から六位の順位が付けられました。

十二月二十三日、第二次審査を通過した六点について、制定委員会による検討がおこなわれました。

制定委員会では、第二次審査後に特許庁へ調査を依頼し、意匠権・商標権の確認をしています。調査の結果、得票数一位の作品は類似デザイン数が多く「入選候補作から除外した方がよい」とされました。

最終決定にあたっては、各府県・市章も調査し、類似のデザインを回避するよう注意を払っていたことがうかがえます。こうした検討を経て、制定委員会では審査員会で決定した二位のデザイン（現在用いられているもの）が県章に適当であるとし、知事の判断を仰ぐこととなりました。

そして、年の瀬も押し迫った昭和四十三年十二月二十八日、当時の大橋正雄知事により決裁がなされました（表紙写真）。



写真2 きのくに志学館入口横に掲揚された県旗。岸本知事死去に伴い半旗となっている。（撮影日：令和7年4月17日）

○県章決定後

デザインが決定し（図1）、翌昭和四十四年（一九六九）一月六日には、さっそく新春記者会見の席上で大橋知事から発表があり、さらに二月一日発行の『県民の友』第三七〇号でも掲載されました。

正式に県章として制定されたのは、『和歌山県報』昭和四十四年四月二十六日号外、告示第三一〇号によつてです。今年、県章制定から五十六年を迎えます。これからも和歌山県のシンボルとして県章は愛されていくことでしょう。



図1 和歌山県章
『県民の友』では、応募総数815点とされていますが、公文書の805点との10点の違いについては不明です。

トルコ慰霊祭関係

○エルトゥールル号の遭難



写真3 エルトゥールル号
駐日土耳其大使館編『土耳其軍艦エルトグルル号』
(国立国会図書館デジタルコレクションより)

今から一三五年前、明治二十三年（一八九〇）九月十六日夜、オスマン帝国（現在のトルコ共和国）最初の親善訪日使節団を乗せた軍艦「エルトゥールル号」（写真3）が、串本町樫野埼沖で台風による強風と高波により座礁し、沈没しました。この事故により五八七名の命が奪われる大惨事となりましたが、事故の知らせを聞いた大島島民の懸命の救助活動により六九名を救出することができました。

この「エルトゥールル号」の日本訪問と遭難からの救助活動は、その後の日本とトルコの友好関係の原点とされています。国際課から引き継いだ公文書「トルコ慰霊祭関係」から、時の経過とともに、追悼式の性格が慰霊から友好へ変化して

いくようすを見ていきましょう。

○過去におこなわれた追悼式

表1は、これまでに開催された追悼式を一覧にまとめたものです。このうち「トルコ慰霊祭関係」には、七〇・七五・八〇・臨時・八五周年に関する文書が綴られていました。なお、行事の名称が「慰霊祭」、「追悼祭」等、

表記が一定しないため、ここでは「追悼式」に統一します。追悼式は、現在「トルコ軍艦遭難慰霊碑」のある広場で五周年ごとに実施されるほか、臨時で開催されることもあります。

昭和四十四年（一九六九）に開催された八〇周年追悼式では、駐日トルコ大使や武官の参列をはじめ、和歌山県知事、串本町長、大島区長、外務省担当官とい

った関係者が出席、日本・トルコ両国の国歌の演奏、県知事以下の追悼文が読み上げられました。追悼式後には、駐日トルコ大使から関係者へ記念品が贈呈され、町民は串本おどりを披露するなど、交流が図られました。

エルトゥールル号から始まったトルコとの友好関係は、現在も和歌山で大切にされ育まれています。

和暦	西暦	月日	できごと
明治22年	1889	7月15日	エルトゥールル号イスタンブール港を出港
明治23年	1890	6月7日	横浜港着
		9月14日	横浜港発
		9月16日	樫野埼沖で座礁、沈没
		10月5日	生存者帰還のため比叡、金剛が品川湾を出発
明治24年	1891	1月2日	比叡、金剛イスタンブール港着
		2月	「土国軍艦遭難之碑」が建立される
		3月7日	追悼式典開催
明治32年	1899	9月27日	10周年慰霊祭開催
明治42年	1909	9月24日	20年祭
大正12年	1923	10月29日	オスマン・トルコ帝国が倒れ、トルコ共和国が成立
大正13年	1924	8月6日	国交樹立
昭和3年	1928	8月6日	日・土貿易協会による遭難追悼祭
昭和4年	1929	4月5日	日・土貿易協会により追悼碑が建立される
		6月3日	昭和天皇行幸
昭和11年	1936	10月22日	新弔魂碑の定礎式が行われる
昭和12年	1937	6月3日	墓地及び弔魂碑が完成し、50周年追悼祭が繰上げ執行される
		6月3日	行幸10周年式典開催
昭和14年	1939	11月16日	50周年追悼祭
		4月	トルコ大使、弔魂碑を参拝
昭和34年	1959	11月22日	70周年追悼祭（11/12から延期）
昭和39年	1964	11月12日	75周年追悼祭開催
昭和41年	1966	12月2日	77周年追悼祭開催
昭和44年	1969	10月16日	80周年追悼祭開催
昭和46年	1971	5月23日	臨時追悼祭開催
昭和49年	1974	6月3日	85周年追悼祭開催、トルコ記念館竣工式
昭和55年	1980	11月21日	90周年追悼祭開催
昭和60年	1985	3月19日	イラン・イラク戦争でトルコ航空機特別機が在テヘラン邦人救出
		11月20日	95周年追悼祭開催
平成2年	1990	6月3日	100周年追悼祭
平成7年	1995	6月3日	105周年追悼祭
平成11年	1999	9月8日	串本本土と大島をつなぐ「くしもと大橋」開通
平成12年	2000	6月3日	110周年追悼式典開催
平成17年	2005	11月11日	115周年追悼式典開催
平成22年	2010	6月3日	120周年追悼式典開催
平成27年	2015	6月3日	125周年追悼式典開催
令和2年	2020	9月16日	130周年追悼式典開催
令和6年	2024	8月6日	国交樹立100周年
令和7年	2025	9月16日	135周年追悼式典開催予定

参考文献

『串本のあゆみ』串本町公民館発行、1977年

『トルコ軍艦エルトゥールル号の遭難』和歌山県立串本高等学校歴史部刊行、1990年

『串本町史』通史編、串本町史編さん委員会編、1995年

『樫野埼灯台・官舎及びエルトゥールル号事件に関する調査研究報告書』和歌山県教育委員会、2013年
串本町ホームページ <https://www.town.kushimoto.wakayama.jp/>

表1 エルトゥールル号追悼式を中心とした日・土関係年表

○追悼から友好へ

これまでの追悼式で発表された歴代の和歌山県知事の言葉から、時代による遭難に対する認識の変化を見ていきます。

写真4は、明治二十四年（一八九一）の石井忠亮による誄辞です。遭難から約六カ月しか経過していないこともあり、亡くなった方への慰霊やその後の救助等の活動に関することが中心で、遭難が悲劇として語られています。

それから三十八年後の昭和三年（一九二八）の野手耐による弔辞では、「交通日ニ繁カラントス」、「只使節一行ノ偉勲今日ノ修睦ヲ致シタル」とされ、エルトゥール号の友好を目指した日本への渡航が、両国の往來の増加や友好に繋がっているとしています。大正

十三年（一九二四）に日本とトルコ共和国の国交が樹立されたことをきっかけに、トルコとの経済活動を拡大することを目指した日土貿易協会が四〇周年を前に主催しました。

写真5は、昭和四十九年（一九七四）、八五周年の際の大橋正雄による祭文です。第二次世界大戦後、追悼式は串本町が主催となり、遭難は両国の友好の象徴として、より大規模に語られるようになりました。「あなた方の尊い犠牲は日土親善の礎石となり、悲しくも忘れがたいふれあいが両国民の心の中に強く生き続けているのでございます。」と、遭難が日本国民とトルコ国民の友好の礎になると述べており、時の経過による記述の変化を読み取ることができます。

者數閏月焉可謂驚志矣今也舉其間所收拾遺骸若干亦瘞於茲深土以被焉巨盤以鎮焉復修祭典表哀吊至情愴高懷愴酌蓋合禮想精英之靈欣然其來格也余去月巡視其地到危巖亂立怒濤掀揚之際長息倍于前日矣輒將復往焉政繁途遠故躬不得列祭儀特使僚屬木村雄致斯辭於墓前且告以其所探獲之品目大自軍器戰銃細至衣被什具之類一切具錄以當轉送之於諸君本國政府某某等敬愛之意至矣然則身離客死而猶還鄉土也何享

明治廿四年三月七日

和歌山縣知事從四位勳三等石井忠亮

風伯不愜海若無戒倏忽覆艦於不測之底終使遠人爲不歸鬼何其悲慘哉噫我貴賓特派公使オスマンパシャ君以下五百八十名共罹斯殃視聽之者痛悼哀傷洵不禁情也然而四海無異俗萬里有友邦我朝廷吊問禮渥存卹恩洽當時窮搜海底取得遺屍亡慮二百五十有八乃ト一區崇垓之地厚行斂葬定爲墓域此可以慰冥魂也歟已而義俠增田某大松某有田某賀川某等請自投勞費採撈其沈沒物品於狂瀾頽沒中

写真4 賀川純一編『土国軍艦遭難者追弔祭典書』を加工
(国立国会図書館デジタルコレクションより)



左の2次元バーコードからパネル展示を見ることができますよ！



令和七年は、エルトゥール号遭難事故から一三五年、日本とトルコとの国交樹立から一〇一年となりま

す。これからも両国の友好が末永く続くことを願ってやみません。

(砂川佳子・寺前駿)

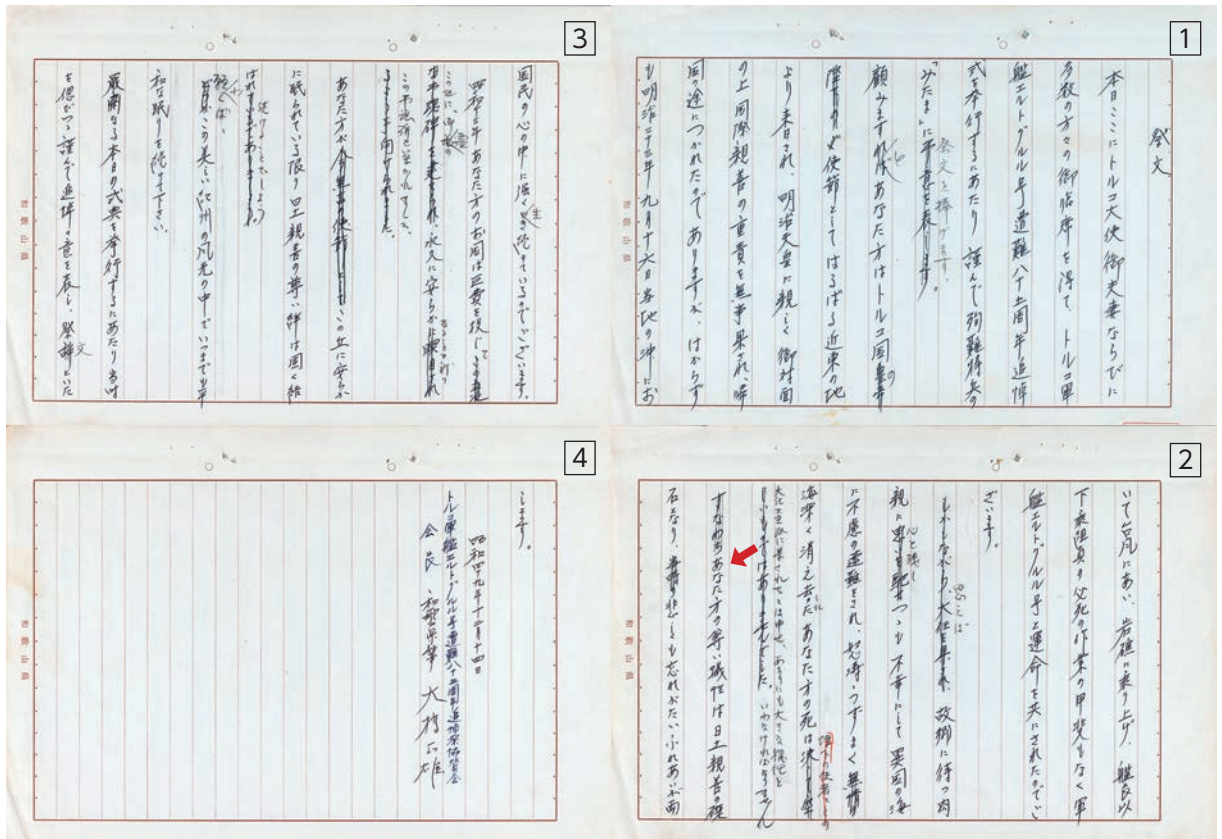


写真5 「トルコ慰霊祭関係」 (D-2023-0005-1263) 85周年追悼式 大橋正雄知事祭文

令和六年度新収古文書の紹介

令和六年度に文書館に寄贈いただいた古文書の概要を紹介します。これらについては、今後番号付け、目録作り、複製物作成など、皆様に利用いただくための整理を進めていきます。

なお、整理中の文書は、出納に時間がかかったり、御利用になれなかったりする場合があります。御利用にあたっては、事前に当館に御連絡ください。

和田康之鉄道写真資料

生前、『和歌山の汽車・電車―撮り続けて半世紀―』という著書を発表し、和

歌山市立博物館の展示に作品を提供するなど、高名なアマチュア鉄道写真家であった故和田康之氏（令和六年三月没）の写真、スライド、ネガ及び関連資料を御遺族から寄贈いただきました。これらは五〇点ほどにまとめられています。昭和二十七年（一九五二）から平成二十九年までの数千点に及びます。なお、作品の掲載等、使用についても許諾いただいています。

殆どの写真は和歌山県内を走る電車を撮影したもので、プリント写真の多くは



昭和27年4月～5月に撮影された写真

台紙両面に写真が貼られ、それぞれの路線・進行方向（上り下り）・車種・撮影場所・撮影年月日が書き込まれています。

園部家文書（和歌山市園部）
平成六年度以来、数度にわたって寄託されてきた園部家文書約

小出家文書
本紙「一二〇年ぶりの再発見!! 紀州藩付家老安藤家家臣の小出家に伝わった古文書」で紹介した古文書全四二点です。小出家の方から寄贈いただきました。
戦国時代の甲斐武田家家臣時代に始まり、江戸時代を経て明治維新期に至る田辺領主安藤家家臣時代にかけて作成・取得（筆写による収集含む。）された武家小出家の経歴・由緒に関する古記録と、それらが明治以降に東京帝国大学などにより日本近代歴史学の「史料」として収集される過程でやりとりされた書簡類が主なものです。

撮影時期順に台紙に貼られ、傍らに鉄道会社、電車の車種、撮影場所、撮影年月日・時刻等の情報が記入されています。
スライド、ネガ等も殆どが同様にメタデータを付与されています。
上記によりおおよその場所が特定できる県内各地の風景、駅舎などを背景として、今では走行していないSL・ディーゼル車・電車、有田鉄道・野上鉄道など廃線となった路線の写真も多くあり、鉄道記録資料としての価値はもちろん、その他の分野での有用性も高いといえます。

一、一三〇点を所蔵者変更に伴い寄贈いただきました。

この園部家文書は、明治前期に名草郡園部村で最大の土地を所有し、江戸時代から明治期にかけて蔵庄屋、百姓惣代、村会議員、有功村長などを歴任して村政に携わった園部三太夫と、その息子で、同村長、海草郡会議員、県会議員等を務める一方で山東軽便鉄道株式会社取締役を務めるなど実業界でも活躍した園部雄次郎を輩出した家のものです。

三太夫・雄次郎が公職に就く過程で引き継ぎ・作成・取得した村政・郡政・県政に関する記録のほか、地主経営の記録などがあります。特に明治前期の県布達がまとまって残ります。本紙では、これまでに第四二・四六・四九・六三号で採り上げています。

なお、『和歌山県議会歴代議員名鑑』や『和歌山県史 人物』では、雄次郎は県会議長を務めた園部三郎の長男とありますが、誤りです。

園部三郎家は、江戸時代に園部村庄屋などを務めた家で、その古文書は国文学研究資料館蔵『紀伊国名草郡園部村園部家文書』です（本紙第五二、五四号で採り上げています）。



戸籍行政関係簿冊（本紙第63号参照）

一二〇年ぶりの再発見!! 紀州藩付家老安藤家家臣の小出家に伝わった古文書

令和六年、江戸時代から知られる有名な古文書の原本を含む小出家文書四二点が当館へ寄贈されました。小出家と古文書の来歴をご紹介します。

■小出家の来歴

小出家は、戦国時代には武田信玄などの武將に仕えて合戦にも参加し、江戸時代には紀州藩付家老である安藤家の家臣となつて、和歌山や田辺で職務に携わつた家です。

『小出家系図竝証文』（東京大学史料編纂所蔵資料目録データベース（JH-CAT））・「工藤氏（小出）系図」（信濃教育会『建武中興を中心とした信濃勤王史攷』、信濃毎日新聞社、一九三九）によると、小出家は、平将門追討に加わつた藤原為憲を祖とする工藤氏の子孫とされます。工藤氏のうち、小出家の先祖にあたる一族は平安時代後半から鎌倉時代前半には信濃国に移り住み、その後、小井亘（小出）を名乗るようになりしました。戦国時代、小出政綱とその子ども重綱（小出越前守）や政澄（小出藤四郎）は信濃国の諏訪氏や、甲斐国の武田家らに仕え、合戦で手柄を立てて褒賞を受けました。

武田家の滅亡後、重綱の子重貞は諏訪頼水に仕えます。その後一度、紀州藩付家老安藤家の祖直次に仕えるも、諏訪頼

水に帰参し諏訪藩士となったようです。重貞の子供のうち、貞綱とその子は諏訪家の家臣を継ぎ、頼政は父重貞の死後、江戸で直次に仕えるようになったといえます。頼政は五郎作とも称し、のち、小出家当主は代々「五郎作」を称しました。

頼政（五郎作）が仕えた安藤直次は徳川家康の重臣です。家康十男頼宣の付家老に命じられて頼宣を補佐することとなり、頼宣が紀州藩主となった際、直次も従いました。直次は田辺領三万八〇〇石の大名級の石高を与えられて独立的に支配し、頼宣からも深く信頼されました。以後、田辺領は安藤家が支配する一方で、安藤家当主は紀州藩政に参与していたため、基本的に和歌山城下に居住しました。

安藤家家臣としての小出家の動向は紀州藩田辺領関係の資料にみえ、職務の関係で田辺だけでなく和歌山にも滞在し、活動していました。小出家は直次に仕えて以来、明治維新を迎えるまで田辺領安藤家の家臣として活躍したのです。

■小出家文書の来歴

小出家に伝わった古文書には、戦国時代後半の十六世紀から大正時代にかけてのものが現存しています。このうち、戦国時代に関する古文書が伝わった経緯を

みていきましょう。



写真1 【武田晴信感状】（仮文書番号2）

写真1（仮文書番号二）は弘治三年（一五五七）七月十一日付けで、武田晴信（のち信玄）から小井亘藤四郎宛に発給されたとする感状（戦功を褒め称え証明する文書）です。信濃国安曇郡小谷の合戦で小井亘藤四郎が敵兵を討ち取った功を賞しています。ほかに永禄四年（一五六二）に武田家が発給したとする小出五郎左衛門尉の官途状（仮文書番号三）が伝存しています。また、同時期に発給された別の感状や安堵状（所領などの支配を確認・承認する文書）の写しも

伝わっています。これらの文書群の存在から、小出家の先祖が武田家などの武將に仕えて活躍して感状などを賜り、代々伝えてきたことがわかります。

江戸時代に入り、小出家では共通の先祖をもつ工藤家や別家の小出家と書状を取り交わし、先祖の経歴や関連する古文書の確認を行っていました。例えば、小出甚兵衛師政という人物から小出五郎作らに宛てて送られた書状（年不明。十八世紀前半か。仮文書番号四一六）に、「小出五郎兵衛殿のところへ天正七年（一五七九）九月九日とあり、別紙参り書に「晴信」とあるが、晴信は天正元年（一五七三）に死去している。天正七年は死去後のことなので、そちらの系図にそのように記載されているのは写し間違いである」（原文を現代語で意識。以下同じ）とあります。また、この書状には「小出上総介、越前守、藤四郎の感状の写しは私方（師政）にあり、必要であれば残らず写して送る」とも書かれています。小出家文書には享徳三年（一四五四）小井亘上総の知行安堵状、天文十六年（一五四七）の小井亘越前守の感状、弘治三年（一五五七）三月の小井亘藤四郎の感状のそれぞれの写しが伝わっており、実際に師政から五郎作方へ古文書の写しを送られたことがわかります。このように、小出家では先祖の経歴やその根拠となる関係文書について、他家に連絡を取り、確認をすると同時に、先祖の事績に関わる古文書の写しを収集していました。小出家による確認はどのような理由によるものだったのでしょうか。これに関

係すると思われるのが冒頭でふれた『小出系図竝証文』です。この資料には、小出家系図覚書と、感状など各人物の事績に関する古文書の写しが掲載されています(後述)。このうち系図の奥書(著作や写本を作成したときの経緯などを記した文)に「これは享保五年(一七二〇)八月、御役人衆の御尋ねがあったので差し出した」とあることから、おそらくは紀州藩による家系の調査があり、藩に提出するために系図が作成されたのでしょう。そして、系図を作成するために小出家では別の家と連絡を取り、先祖の経歴を確認するとともに、戦国時代に関する古文書を収集したものと考えられます。

■小出家文書の再発見

小出家文書は遅くとも江戸時代にはその存在が知られており、とくに武田家の朱印がある古文書は早くから調査され、写しが作成されていました。

天保十年(一八三九)、紀州藩の地誌『紀伊統風土記』が完成します。同書の編纂にあたっては、藩内各地の村・浦に所在する数多くの資料があまねく調査されるとともに、写しが作成されました。写しは所蔵者、地域ごとに分類してまとめられ、このうちの一つ「藩中古文書」に小出家文書が採録されました。小出家文書からは、前掲の弘治三年(一五五七)の武田晴信感状と、永禄四年(一五六一)の武田家官途状の二つの文書の写しが作成されています。

時は下って明治二十一年(一八八八)、修史局(明治政府が設置した修史事業を

行う機関)が小出家文書を調査し、写しを作成しました。写しの奥書には「紀伊国西牟婁郡田辺(現田辺市)の小出五郎作所蔵の古文書について、明治二十一年七月に修史局編修長重野安綱が調査し、翌年一月に影写(資料に薄い紙を重ねて上から文字をなぞって模写すること)を終えた」とあります。この時に作成された写しも、前掲の感状と官途状でした。

明治三十八年(一九〇五)、修史局の事業を引き継いだ帝国大学文科大学史料編纂掛(現在の東京大学史料編纂所)によって、再び小出家文書の調査が行われ、『小出系図竝証文』という写本が作成されました。この写本の奥書には「小出系図竝証文について、和歌山市の小出五郎作氏所蔵の古文書を明治三十八年六月に謄写(資料を見ながら書き写すこと)した」とあります。小出家文書にはこの時のやり取りに関する文書が残っており、具体的な経緯が判明します。

明治三十七年(一九〇四)七月十八日付で、和歌山市長加藤果から小出五郎作宛に次のような知らせがありました(写真2。仮文書番号二二二)。

「東京帝国大学文科大学長の坪井九馬三から、去年、史料編纂掛長の田中義成が史料収集のため和歌山市に來た際に一覽した小出家文書について、『大日本史』編纂の参考のため借用したい。差し支えなければ別紙資料

を一時貸与されたい、と連絡があった」というもので、このとき史料編纂掛が借用を希望した資料は、

- ① 永禄四年二月六日武田氏官途状
- ② 弘治三年七月十一日晴信感状(信州小谷合戦)
- ③ 天正十二年二月十三日諏訪頼忠領知証状
- ④ 弘治三年三月十日晴信感状写(水内郡葛山合戦)
- ⑤ 天文拾六年八月十一日晴信感状写(佐久軍志賀状)
- ⑥ 小出氏覚書(系図・事績を記す)の六点でした。

小出家は依頼を受けて古文書を貸し出

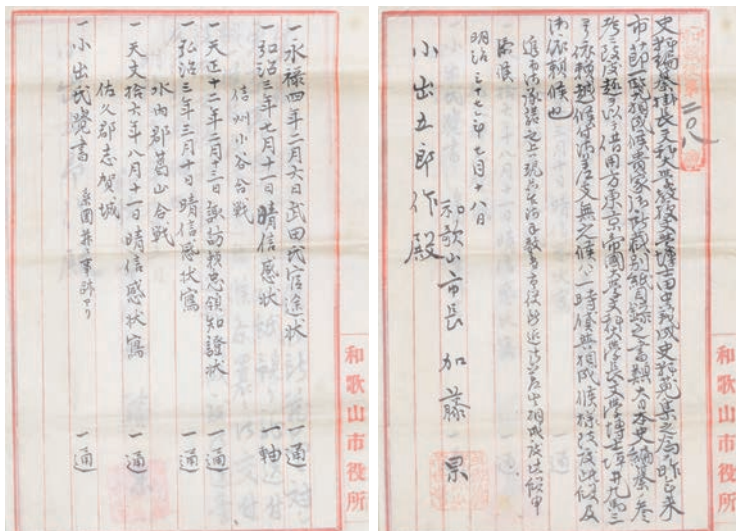


写真2 和議往第208号(仮文書番号23-1)

し、同年九月、編纂掛から和歌山市長經由で預かり証が送られてきました(仮文書番号二二二)。これらの古文書の写しをまとめて作成したのが前述の『小出系図竝証文』だと考えられます。

編纂掛での写本作成が終わり、明治三十八年十月、東京帝国大学総長山川健次郎から小出五郎作宛に、古文書借用のお礼と古文書を返却する旨の書状が送られました(仮文書番号二二三)。

小出家文書は江戸時代から明治時代にかけての幾度かの調査と写本の作成がなされ、のちの研究に活用されることとなります。例えば、東京大学史料編纂所が編纂・刊行している『大日本史料』(九世紀後半から江戸時代における出来事を取り上げ、関連資料を時系列に配置した編纂物)に小出家文書の一部の資料が掲載されています。ほかに、武田家に関係深い長野県の資料を集めた『信濃史料』や『諏訪史料叢書』、武田家関係の古文書を集めた『戦国遺文 武田氏編』などの資料集にも掲載されています。

このように、小出家文書は江戸時代から現代に至るまで知られ、活用されてきました。一方で、これらの資料集ではないずれも東京大学史料編纂所が作成した写本などを典拠としていたようで、小出家文書原本の所在等を含めた調査には至っていません。

そのため、文書館にご寄贈いただいたことは、明治時代の調査以来二〇年ぶりの小出家文書原本の再発見となりました。

(西山史朗)

令和六年度公文書の引継ぎ・収集

和歌山県では、知事部局、議会、教育委員会などの「実施機関」ごとに公文書を管理するルールを定めています。

どの実施機関でも、永久保存のものを除き、事前に定められた保存期間が経過した公文書は原則廃棄されますが、知事部局・県議会事務局・選挙管理委員会・監査委員事務局・労働委員会事務局・収用委員会・海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会の公文書については、廃棄決定後に文書館が「評価・選別」を行い、歴史的価値があるものを引き継ぐこととなっています。

文書館では、これらのうち知事部局から引き継いだものを「収集文書」、他の実施機関から引き継いだものを「受入文書」とし、実施機関以降通算の保存期間が三〇年経過した後、規定に基づく制限事由がないものを利用に供します。

また、知事部局のうち本庁（県庁に所



県庁主務課保管文書の一括廃棄に伴う収集文書候補の引渡し
(令和6年7月19日)

在する振興局・地方機関を除く各課）で作成・取得された「永久保存文書」の一部は、保存期間二〇年経過後に県庁の文書庫から文書館に引き継がれます（「引継文書」）。

引継文書は、通算の保存期間が三〇年経過した後、制限事由がないものを文書館で利用に供します。文書館での利用が可能な引継文書には、文書館閲覧室備付けの台帳に○が付されています。ただし、引継文書は永久保存の「現用」公文書なので、文書館での利用の可否に拘わらず、法的な定めのある例外を除き、和歌山県情報公開条例に基づく開示請求又は任意開示申出の対象となります。

なお、引継文書は、本庁各課の事情により本庁へ返還されることもありますし、規定に則って廃棄されることもあります（それを文書館が評価・選別し、多くは収集文書となります）。

令和六年度、文書館は、上記実施機関が廃棄決定した公文書全二六、九一七件の評価・選別を行い、うち約七％に当たる一、八八六冊（うち七冊は議会事務局）を収集・受入文書として引き継ぎました。また、知事部局本庁から引継文書一一五冊を引き継いでいます。

都合、令和六年度末時点での当館所蔵公文書は、収集文書一四、一六一冊・受入文書八五五冊・引継文書二二、九五九冊の合計三七、九七五冊です。

■利用方法



◆閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。

◆閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。

◆複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

■開館時間

◆火曜日～金曜日

午前10時～午後6時

◆土・日曜日・祝日及び振替休日

午前10時～午後5時

■休館日

◆月曜日（祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日）

◆年末年始 12月29日～1月3日

◆館内整理日

・1月4日

（月曜日のときは、5日）

・2月～12月 第2木曜日

（祝日と重なるときは、その翌日）

・特別整理期間 10日間（年1回）

文書館の利用案内

■交通のご案内

◆JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅からバスで約20分

◆和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分



ホームページアドレス

<https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/>

和歌山県歴史資料アーカイブアドレス

<https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/archive/index.html>

和歌山県立文書館だより 第68号

令和7年9月30日 発行

編集・発行 和歌山県立文書館

〒641-1005

和歌山市西高松二丁目七三

電話 〇七三・四三六・九五四〇

FAX 〇七三・四三六・九五四一

印刷 有限会社隆文社印刷所